

参議院地方行政委員会會議録第十六号

昭和三十八年三月二十八日(木曜日)

午前十時二十七分開会

委員の異動

三月二十八日

辞任

上林 忠次君

安井 謙君

補欠選任

松野 孝一君

後藤 義隆君

出席者は左の通り。

委員長

理事

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

事務局側

常任委員

会専門員

説明員

文部省体育

自治省行政局

公務員課長

参考人

オリンピック東

京大会組織委員

会事務局長

オリンピック東

京大会組織委員

会事務局長

オリンピック東

京大会組織委員

会事務局長

オリンピック東

京大会組織委員

会事務局長

オリンピック東

京大会組織委員

会事務局長

オリンピック東

京大会組織委員

会事務局長

オリンピック東

京大会組織委員

会事務局長

オリンピック東

京大会組織委員

会事務局長

オリンピック東

京大会組織委員

会事務局長

オリンピック東

京大会組織委員

会事務局長

オリンピック東

京大会組織委員

初めに、地方税法の一部を改正する法律案、地方交付税法等の一部を改正する法律案、昭和三十八年度地方財政計画に関する件を一括して議題といたします。

前回に引き続き質疑を行ないます。

御質疑の方は順次御発言をお願いします。

○秋山長造君 奥野さんにお尋ねしますが、去年の財政計画で地方の税外負担を解消していくという事で、交付税を百億円ですか、組んでいましたね。その百億円組んでやってみた結果はどういうことになったかわかりますか。

○政府委員(奥野誠亮君) 税外負担の解消ということで地方財政計画に一定金額を計上し、そうして地方交付税でその関係の財源賦与をいたしました。が、今お話しになりました三十七年度につきましてはまだ実績はわかっていないわけでご覧いただけますけれども、こういう措置をとりました結果が、だんだんとこういう考え方が浸透してきているのじゃないだろうか、こう思っているわけでご覧いただけます。たまたま、三十七年度の税外負担の実績を調査いたしました結果は、三十五年よりわずかに減っておりますが、税外負担が減ってきているのではありません。財政規模としてはふえていくにいかかわらず、税外負担としては実績が減っているわけでご覧いただけます。やはり相当効果を上げてきているのじゃないだろうか、こういうふうな私たちが考えているわけでご覧いただけます。具体の数字で申し上げ

ますと、三十五年度が三百五十三億でありましたのが、三十六年度は三百五億になっております。

○秋山長造君 去年の財政需要計画が出たときにも私はいふしつこく御質問したのですが、今おっしゃったのは三十六年度です。なるほど五十億ばかり前年度より税外負担が減っていることは数字に出ているのであります。ところが、三十六年度はかりにおっしゃるのとおりだったとしても、高校急増対策などの問題が出てきたのは三十七年度からですね、大きく具体化してきたのは。去年の三十七年度で高校新設その他についての費用を大きく一般住民へ転嫁するといふような実例がたくさん出てきたんじゃないか。だから、この自治省の数字に現われるような税外負担の漸減方針といふものは、三十七年度では相当狂うんじゃないかということを質問したと思うのです。そのときに奥野局長の御答弁は、三十七年度の実績といふものはなかなか捕捉しがたい、まあできるだけ早く実績をつかんだ上でまた今後の対策を考えたいといふような御答弁があったのです。三十七年度のこととはもう相当はつきりした数字がつかめておるんじゃないかとも思うのですが、いかがですか。

○政府委員(奥野誠亮君) おっしゃっているような問題が、私たちもあろうと思ひます。ただ、高校急増対策としては、三十七年度からというよりも、私たち自身は、三十六年度から始

まっております。こう思ふのでござい

ます。三十六年度から自治省といつたしま

しては地方債計画にとりあえず高等学校の起債を特別ワケとして設けるようにいたしましたわけでございます。国庫補助金の増額とかいふような形で五カ年計画を作り出しましたのは三十七年度からでございますが、実際地方団体としては三十六年度から始まっております。ではないかと思ひます。したがって、また、税外負担の面におきましては、三十五年度が高等学校の分が九十一億でありましたのが、三十六年度は九十二億と、むしろわずかなではあります。が、ふえております。今のようないふことから税外負担がふえては困りますので、国として全体計画を作りまして財源措置をする。そのほかに、土地の購入費のようなものについては、府県が購入する限り全額地方債をつけまして、二十数億、三十七年度は四十八億円の地方債を認めておるわけでございます。これも税外負担を少なくする一助にはなっております。三十七年度は、こう思っているわけでございます。ただ、地方債をつけまして、元利償還額を地元で持たせるような裏約束をしてい

る団体があるからでございます。それを心配いたしまして、府県が元利償還額を負担するものでなければ地方債をつけない、そういう約束をしてもらいたいということ、私どもでは、率直に申し上げまして、一筆は取っているわけでありまして、一筆は

取っているわけでありまして、一筆は

取っているわけでありまして、一筆は

取っているわけでありまして、一筆は

取っているわけでありまして、一筆は

取っているわけでありまして、一筆は

取っているわけでありまして、一筆は

取っているわけでありまして、一筆は

取っているわけでありまして、一筆は

取っているわけでありまして、一筆は

取っているわけでありまして、一筆は

取っているわけでありまして、一筆は

取っているわけでありまして、一筆は

取っているわけでありまして、一筆は

取っているわけでありまして、一筆は

取っているわけでありまして、一筆は

取っているわけでありまして、一筆は

取っているわけでありまして、一筆は

取っているわけでありまして、一筆は

取っているわけでありまして、一筆は

取っているわけでありまして、一筆は

取っているわけでありまして、一筆は

取っているわけでありまして、一筆は

取っているわけでありまして、一筆は

取っているわけでありまして、一筆は

取っているわけでありまして、一筆は

取っているわけでありまして、一筆は

取っているわけでありまして、一筆は

取っているわけでありまして、一筆は

取つてあるわけですが、どうも裏約束はしているようでございます。同時に、これだけではいけませんので、地方財政法を改正いたしまして、府県立の高等学校の経費については地元に移譲してはならないということにいたしました。考えまして、近くその関係法律を国会に提案をするという予定にいたしておるわけでありまして。

○秋山長造君 局長のおっしゃる裏約束というのは、まあ規則でいえば裏約束ですが、裏約束がほんとうに中央へくると裏約束になっているけれども、地方へいくと裏約束のほうに表約束で、自治省のほうで真正面からおつしやつていくことがむしろ地方ではそれは一つの含みぐらゐなことで、現実にはやはり高校急増対策にしても、それからまた去年も、この委員会でも、文教委員会でもやりましたので、国立工業高等専門学校ですが、あれの費用なんかも、荒木文部大臣もこへ来られて、ことしのこととはやむを得ぬが、来年からは改めるといつてだいた大みえを切られたのだけれども、実際にはことしあたりだつて十二校で、第二次の設置がきまつたわけだけれども、その経費なんかというものは、もう県が相当負担し、さらにまた相当部分を市町村に全部頭割りに負担をさせるという形であるから、さらにそのほか一般住民に行くというよりな形で、ちつとも改まつていないのじゃないですか。その裏道のほうに依然としてまかり通つて、あなたのほうで地方財政法を改正されるのか、あるいは交付税に税外負担の解消に引き充てるため百億が組まれたというよりなことは、全く実際にはきいてはい

ないのじゃないですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 理想的な財政運営の姿を頭に置いてわれわれ考えます場合に、秋山さんがおっしゃつたように、まだまだ問題が多いというように言わざるを得ないと思います。ただ、過去の財政運営から現在の姿を見参りますと、この数年非常な前進の仕方をしていると思ひます。やはり財政全体がよくなつてきておるものから、漸次姿勢を正してきておるものと思ひます。現在の姿におきましてやはり姿勢を正すというところに一番力を置くべきではないであらうか。正しい姿になつて初めて的確な財政運営の批判ができると思ひます。だんだん財政がよくなつて参りますと、税につきましても、雑税の整理をしたり、ほんとうにあるべき負担を考えながら税制を考えていくことができる。同じように、あるべき姿勢を考えながら財政運営をしていくべきだと思ひます。まして、その理想の姿からいいますと、十分ではございませんが、この数年前と今と比べてみますと、非常によくなつておるんじゃないか。国の負担におきましても、自衛隊を持つてくれれば自衛隊の土地は地元で寄付する、学校を作る場合には土地だけではない建築費まで地元が持つて、というふうな姿がだんだんとよくなつてきています。私は決してこれで満足ではありませんが、もつともつと努力しなければならぬと思つておりますが、やはりよくなる過程にあると、こう考えておるわけでございます。

○秋山長造君 いずれにしても、あなた方が努力をされた結果がおくれればせながら多少ずつは効果を現わしている

という事実は、それはあるだろうと思ひます。それは私も多々思ひます。多々思ひますが、ただ、たとえば現在の地方財政法でも、これを厳格に忠実に守るつもりなら、あの国立工業高等専門学校なんかの地元負担の問題なんというものは、相当あり方が違つてははずです。にもかかわらず、それが事実上情性的に行なわれておる。ですから、今度地方財政法を改正されてはつきり高校の建設費についてちゃんと具体的に入れられるわけですか。そのくらい入れて、これはよほど徹底してやらないと、今までは大つびらにやつておつたのを、多少しろめたさを感じながらやる程度で、やはり裏約束のようなことが実際にまかり通るおそれが大いにあるんじゃないか。それは地方が別にけしからぬとはかりは言えないので、地方財政の実態も苦しいからやむを得ずするなるけれども、私は、交付税を組むにしても、もう少し徹底した額を組んでいくとか、それから高校急増対策にしても、国立工業高等専門学校の設置にしても、少し何か効果的な対策を政府として政府の責任においてやつていかれるというのをやらなければ、なかなか悪循環で、少しづつはそれはおくれおくれにも改善されていくとはいふものの、法律を変えたからといつてすぐそれでも問題が片づくということにはならぬんじゃないかという気がするのですが、その努力は大いにいたさなければなりません。たとえば税外負担の数字にしても、三十五年度の三百五十三億、三十六年度の三百五十五億という数字というのは、この数字を疑うわけではないのですけれども、これはただ府県を通じて報告を

出さしてそれを集計するというようなことではなしに、相当のつっ込んだ調査をやつた上での数字なんですか、どうですか。こういうものは、真正面の議論になると多少のしろめたさがあるから、だから表向きに報告を出したりすると、これは氷山の一角しか出て来ぬのじゃないかというふうなおそれもあるのじゃないですか。去年たしか、局長から、直接自治省が自治省自身の手で適當なものを抜き出して、それで自治省が直接行つて調査するというような徹底したこともやられるというふうな、そういう答弁があつたやうな記憶があるのですが、そういうことをおつしやつたんじゃないかたのですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 今申し上げました数字の調査は、各府県の担当者を集めまして調査要領を説明する、それからそれに基づいて調査をしてもらつた結果を採取するという格好でまゝとめた数字でございます。自治省みづからが現地におもむいてということはいたしておりません。しかし、今申し上げましたような方法を講ずることによりましてかなり正確な調査ができてゐるのじゃないかと、こう思ひます。ただ、御指摘のように、市町村からそれに基づいて報告してもらつただけの数字には違ひございません。

ただ、税外負担がだんだん減つてきているというところについて秋山さんが御疑問を持つておられるようでございしますけれども、私たちが先に見て参りますと、相当急速に税外負担の解消が進んでおる、こう思つておるのでございます。各府県におきまして予算編成をいたします場合には

も、相当多くの府県において前年度よりもさらにこれを少なくするという努力をしていくようにございまして、たとえば、東北では山形県が、高校急増対策については地元は一切負担をかけないという方針をとり出したわけでございます。また、ほかの県におきましても、府県道の改修について地元にも一部負担をかけたその率を下げるとか、あるいは全廃するとか、逐次そういうふうに税外負担のものをやめていくというふうな施策をとつて参つておるようでございます。

○秋山長造君 そうしますと、財政局長のおつしやることを私そのまゝそのとおりでと言ひたいけれども、どうも私はそこに疑問をまだ持つてゐるので、それは、森田大臣なんかだつてしよつちやう地元へ歸られれば、これはおそろしく理屈でなしに、身にしみておられる点が多々あると思ひます。で、そういう事態がなかなか改まらないというところについては、根本から言へば地方財政が苦しいことが根本で、地方財政が苦しいことが根本で、地方財政はまず好調だ、よくなつておるといふようなどうも見解を持つておられるようですが、地方財政計画についていただいた資料の四ページ、歳入歳出の構成比という表がございしますが、私大臣にも聞きたいと思つたのですけれども、ちよつと時間の関係があるから、鈴木さん、大臣に先に聞いて下さい。ちよつと私の質問をやめて鈴木さんに……。

○委員長(石谷憲男君) 委員の異動について報告いたします。三月二十八日付、安井謙君、上林忠

次君が辞任、後藤義隆君、松野孝一君が選任、以上でございます。

○鈴木壽君 では、お許しをいただきたい、ちょっと大臣にお聞きします。

実は、先だって秋山委員から、今回の地方選挙にあたって、たとえば中央と直結する政治でなければならぬとかというふうなことで、いわば利益誘導めいたことでのいろいろな選挙運動をやっている、こういう話が出まして、それについてどうかというお尋ねがあったので、大臣からその点はつきりお答えがあったのでございますが、それと関連するようないことで実はそれ以上に何かここで持ち出すことがばからしいような問題でありますけれども、最近こういう事例があるので、それを一つ申し上げて、特に担当大臣としての所見をはつきりここで述べ願えればありがたいと思っておりますが、今私ども審査をいたしております交付税に關係することなんです。ある市の普通交付税の額は、まあ額は私は例として申し上げますが、四億四千万円です。その市は自民党の市長である。ある市の交付税の額は六千万円、これは社会党の市長である。自民党の市長の市は四億四千万の交付税の配分をもらっているのだが、社会党の市長のところは六千万円しかもらえない。非常に大きな違いが出てきている。しかも、これは市民一人当たりで割ればこれくらいになるのだというところを印刷物にしてばらまいているところがある、今市長選挙を控えて、きょう私に持つてきませんが、あまりばからしいこと、まともなことはたして事実かどうかというふうなことを、そういうことがあり得るかどうかというふうなことを取り上げるには恥ずかしいような話なんですけれども、そういうことが行なわれている。これは、交付税の建前がちょっとでもわかる人からすれば、今言ったようにばからしいことなんでありますけれども、しかし、一般の市民なんかは、そういうものかというふうなことになるわけですね。これはひとつ自治大臣として、交付税の交付が、首長が自民党であるから、あるいは無所属であるから、あるいは社会党であるから、そういうことによつて区別をする交付ができるものかどうか。いま一つは、選挙關係を担当しておられる大臣として、こういうことがやられて一体どうなるのか。こういう二点についてひとつはつきりお答えいただきたいと思ひます。

○国務大臣(篠田弘作君) ただいま鈴木さんの御質問でございますが、これは、あなたも御承知のとおり、自民党の市長であるから、社会党の市長であるからというふうなことでございませう。もし交付税に差があるとするならば、それはその市の基準財政需要額の相違によるものと思ひます。そういう連つた条件のもとにある市を二つ並べて交付税の額だけを比べて選挙に利用し、あるいはまた本人が本気でやっているとすれば、交付税に対する無知か、あるいはまた、選挙としては非常な悪質な運動と言わざるを得ない。選挙法に触れるか触れないかというところは研究してみなければわかりませんけれども、少なくとも、とにかくやっております

も、少なくとも、とにかくやっておりますとすれば、相当悪質な選挙運動である、こう断言するにやぶさかではあります。しかし、そういう事実が、どこでほんとうにどういふふうにあったかということは、私存しません。あなたのおっしゃるとおりの事実があるとしたら、それは今言ったようなことでございませう。

○鈴木壽君 時間がないようでございしますから、簡単にこの問題は一応切り上げたいと思ひますが、これは今大臣から御答弁がありましたように、交付税の交付というものは、基準財政需要額あるいは基準財政収入額というふうなものからはつきりしたいわば法令に定められた算出の仕方をして出てくるのでありますから、市長がどの党派であるかというふうなことは違ひが出てくるはずのものでないだらう、こういうことだと思ひますが、そのとおりだと思ひます。

それからいま一つの、そういう文章をばらまいておるのは、これは今秋田市にあるのです。これはひとつお調べになっていただかせませんか。これは、名前が自民党の秋田市支部という名前が出た紙ですね。そういう数字をあげてやっておりますのであります。今言つたようにまことにばからしいことで、こういう委員会にこういう問題を取り上げることをすら私恥ずかしい氣もいたしますけれども、しかし、こういうことが平気で行なわれておる。こういうふうなことは、私ほうつておけない問題だと思ひます。これが選挙法に触れ、あるいはどういふ罪になるかわかりませんが、ひとつお調べになって、場合によっては、こういう問題に対して、政府としてあるいは自治省としての見解をはつきり何かの形で表明してもらいたい、こういうふうにする思つておるのであります。この点、ひとつ最後に。

○国務大臣(篠田弘作君) 調べまして、そういう事実があれば、これは注意をしたいと思います。しかし、また選挙ですから、そういうばかげたことをあつちい材料にして社会党が攻撃されることも一つの手にやないですか。

○秋山長造君 財政局長、引き続きてお尋ねいたしますが、自治省としては、地方財政の健全な姿というものは、歳入構成なんかどういふふうな構成になった状態が健全だと、望ましいというふうにお考えになっておられますか。と申しますのは、去年安井自治大臣のころだつたと思うのですが、去年は、歳入構成の中で地方税が三十六年度四〇％だつたのが四一％になつた、一％上がったというのを非常に強調されたわけですよ。それだけ自主財源が充実してきたんだと。ところが、今年、また四〇％に戻つておるのです。それは、そういう事実と、それからもう一つは、一昨日林さんの交付税の税率というものはどの程度が適当と考へておるかという質問に対して、奥野さん、交付税の税率というふうなもの、は、なるべく小さいほうがいいんだ、そのほうが地方財政の健全性に近いのだというふうな御答弁をなさつておると思ひます。そこで、交付税を見ますと、三十六年度は二〇％、三十七年度が二〇％、今年は今度は二一％と、こうなつておられます。そういう前の安井自治大臣の当時の御答弁と、一昨

日のあなたの御答弁とつき合せてみますと、この表を見ると、必ずしも財政計画の説明にあつたように改善の一途をたどつておるということが言えぬのではなからうかというふうな疑問が出てくる。そこで今のようなお尋ねをしたわけですよ。

○政府委員(奥野誠亮君) 地方財政の構造がよくなるよくならないというのは、私たちは、歳入の面におきましては、できるだけ投資的経費に財源を使えるよくな姿を期待しておるわけでありませう。歳入の面におきましては、地方団体が自分の考えで仕事ができるという意味で、一般財源の比率が高まつてくるということをお願いいたしておるわけでありませう。同時に、地方財政全体がよくなればそれでいいわけのものではなくて、個々の地方団体の姿がやはりよくなれるよくな方向に持つていかなければならぬ、こう考へてい

るわけでありませう。

御指摘のように、三十八年度は、前年度に比べてまして地方税のウェイトは若干下がつて、地方交付税のウェイトが若干高くなり、一般財源全体としては同じ姿だということになつておるわけでございます。地方税のウェイトが若干下がつた原因は、法人事業税とか法人税割、この伸びが鈍化した、ここに原因があるようでありませう。こういう税収入は、比較的先進の地方団体に収入が多いわけでありまして、どちらかといひますと、不交付団体のほうに多く歸属しておるものでございませう。そして、地方税のウェイトが低くなつて、地方交付税のウェイトが若干高くなつた。しかし、中を洗つてみれば、今申し上げましたような姿でございませう。

すので、全体として地方財政の姿が三十七年度よりも三十八年度のほうが悪くなっているというふうにきめてかかる必要はないのじゃないか、大体同じような姿で推移している、この判断しているのではありませんかと、かように私たちは考えているわけでありま

○秋山長造君 それからもう一つ、地方の自主財源として、使用料、手数料、あるいは雑収入というふうなものがあると思うのです。その使用料、手数料、雑収入なんか、これは込みで申し上げるわけですが、これは込みで申し上げるわけですが、三十七年度は七%になり、さらに今度は六%に下がってきた。そういふこともやっぱ

ろいろなことを剰余の策として考えて、そしてつじつまを何とか一年々々合わせていくというふうな状態ではどうかこの壁を破る抜本的な制度の改正なり何なりというものを考えざるを得ない事態にきているのではないかと、かように感じます。その点、税務局長はどういうふうにお考えになっておられますか。地方税というものが一つの壁に突き当たっているという感じがどうも私はしてならない。一進一退というところですか、ここ数年の自主財源の構成比が。

○政府委員(柴田護君) 昭和三十三年度の地方税につきましては、三十七年度から三十八年度にあまり変わらぬのじゃないか、この原因につきましては、先ほど財政局長からお答え申し上げましたとおりで、法人関係の伸びが非常に悪かったということが主因でございます。地方税自身といたしましては、実際問題といたしましてさらに増徴の余地があるかないかという問題でございますが、国民の租税負担全体が、国、地方を通じて限界にきておる。むしろ軽減合理化という形において検討されなければならぬという状態にきてい

えるか、負担区分をどうするかといった問題もあるわけでございますので、それらを合わせてやっていかなきゃならぬと考えるわけでございます。現在補助金等につきましては合理化審議会というのがあるし、事務再配分につきましては地方制度調査会やっておりますし、当然それらと関連して税制調査会等におきましても税源の再配分という問題はこれは問題にしておるわけでございます。私どもは、そのような各種の審議会の審議の方向等も合わせて、税源の再配分、税源の配分について合理化と申しますか、そういう方向で今後とも努力していきたい、このように考えております。ただ、何年をめぐらしてやるかということになりますと、今ここで確答は申し上げかねますけれども、機会あるごとにやりたい、このようにふらふら考えております。

○秋山長造君 どうも、自治省としても確たる見通しがまだ立ちかねてい

は、この表は、府県も市町村も、また、富裕団体も貧弱団体も、全部込みで出ている数字ですから、だから、これだけをもつて一がいにとりこむということは言えぬということはよくわかるのですが、しかし、毎年度の構成比をずっと経過的に比べてみますと、どうも地方税というもののこの辺がもう限度じゃないか、もうこの辺で頭を打ってしまった、それ以上どうもどうにもならぬという状態にきているのではないか。そこで、その穴埋めとして交付税の税率をいじったり、その他い

ろいろなことを剰余の策として考えて、そしてつじつまを何とか一年々々合わせていくというふうな状態ではどうかこの壁を破る抜本的な制度の改正なり何なりというものを考えざるを得ない事態にきているのではないかと、かように感じます。その点、税務局長はどういうふうにお考えになっておられますか。地方税というものが一つの壁に突き当たっているという感じがどうも私はしてならない。一進一退というところですか、ここ数年の自主財源の構成比が。

○政府委員(柴田護君) 昭和三十三年度の地方税につきましては、三十七年度から三十八年度にあまり変わらぬのじゃないか、この原因につきましては、先ほど財政局長からお答え申し上げましたとおりで、法人関係の伸びが非常に悪かったということが主因でございます。地方税自身といたしましては、実際問題といたしましてさらに増徴の余地があるかないかという問題でございますが、国民の租税負担全体が、国、地方を通じて限界にきておる。むしろ軽減合理化という形において検討されなければならぬという状態にきてい

ろいろなことを剰余の策として考えて、そしてつじつまを何とか一年々々合わせていくというふうな状態ではどうかこの壁を破る抜本的な制度の改正なり何なりというものを考えざるを得ない事態にきているのではないかと、かように感じます。その点、税務局長はどういうふうにお考えになっておられますか。地方税というものが一つの壁に突き当たっているという感じがどうも私はしてならない。一進一退というところですか、ここ数年の自主財源の構成比が。

○政府委員(柴田護君) 前の固定資産の再評価の問題でございますが、これは、御承知のように、税収入の増加を求めるといふ立場から起こった問題でございます。資産間あるいは市町村間の評価のアンバランスを直すという見地から数年前から問題になり、調査会の答申等を得て作業に当たっているわけでございます。この問題につきまして、再評価を通じてどういふこと、また、再評価を通じた御心配になるような状態に

るのか、あるいは補助金についてどう考

○秋山長造君 どうも、自治省としても確たる見通しがまだ立ちかねてい

るのか、あるいは補助金についてどう考

るのか、あるいは補助金についてどう考

るのか、あるいは補助金についてどう考

るのか、あるいは補助金についてどう考

るのか、あるいは補助金についてどう考

るのか、あるいは補助金についてどう考

るのか、あるいは補助金についてどう考

るのか、あるいは補助金についてどう考

るのか、あるいは補助金についてどう考

るのか、あるいは補助金についてどう考

るのか、あるいは補助金についてどう考

るのか、あるいは補助金についてどう考

るのか、あるいは補助金についてどう考

ております。地方税収入の多きを望むならば、むしろ他の方法で考えるべきじゃないかという考え方をもちて作業に当たつて参つております。

たばこ消費税の問題でございますが、たばこ消費税の税率の余地というものは全体的に見て私はまだ余地はあると考えます。しかし、たばこ消費税自身が地方税の独立税源としていいかどうかという点になりますと、これは普遍性、安定性に富んでおりますけれども、伸張性に乏しいという欠点がございますので、これを直ちに税源再配分の第一目標というようにあげるとはいいかかというように考えております。しかし、もちろん問題にならないのじやございませんで、住民税の負担の合理化とか、あるいは電気ガス税というようないくつかの諸税の合理化問題に關連して、当然出てくる問題だと考えておりますけれども、たばこ消費税が唯一だとは考えておりません。

○秋山長造君 議論をしておりますと、結局どうもしりが詰まってきたして、もがいてみるだけのようなことになるのですがね。

もう一つ、はっきり見解をただしておきたいのは、八方ふさがりで地方の税収入というものがなかなか急激な伸びは望めないということになると、あの一千億円近い特別措置による減免です、地方税の。ああいうものが、それは一つ一つ議論しておれば結局は現状維持というふうなことに陥つてしまふのですけれども、これだけ税の議論のたびにほかの人からイの一番に問題にされておる。国税についてもそうですが、地方税についても、聞かおれ

ばもつともらしい事情はあるけれども、やはり大づかみにいって、これだけ常に問題に取り上げられておるものをそのままにしておくという事は、どういふ事態になつてもそのままにしておくという事は、どうも私は納得できぬのですがね。ああいうものは、思い切つていきなり全廃というふうなことはそれは暴論になるけれども、たとえば、年次計画で、まず三分の一ばかり整理する、それからさらにその次で整理できるのですか。そういうことによつても何百億ずつかの財源というものを地方に与えていくよりしやうがないのですから、ほかに一ぺんに何千億というふうな収入の道があるわけじゃないし、その点はどう考えておられますか。税務当局としての率直なる見解を承りたい。

○政府委員(柴田謙君) 地方税の非課税規定については、御指摘のようにたくさんあるわけでございます。総額について千億をこえるというふうな現状でございます。税だけの立場から申し上げますと、非課税規定があるだけ少ない方がいいのでございまして、できるだけ整理をいたしたい。しかし、まあ経済政策その他社会政策、諸般の政策的要請から、地方団体の利害を越えて国家的見地から容認されるものについては、そのときどきの政策の必要性に応じて認めざるを得ないと思つてございまして。ただ、現在の地方税にありまして各般の規定につきましては、またこゝに適當な非課税規定ができておるといふような実は現状だと思つておる。われわれといたしましては、お話のとおり整理をいたしたい。整理をいたしたいのでございまして、それについて、どのような考え方に立つてどのような整理の仕方をしていくかということにつきまして、現在いろいろ検討をいたしておるわけでございます。もちろん整理の方向で考えざるを得ないと思つてございまして、何か一つの原理、原則があつてそれに従つて計画を立ててお話のように整理をしていく、こういう方向に持っていくべきじやないか。その原理、原則というものは、明確なものがないわけでありまして、われわれといたしましては、いろいろ検討をいたしておりますけれども、オーソライズされたものがない。これは年来問題になつておりますものではないかと。また、今までも何回も税制調査会等におきまして論議があつたわけでございますけれども、そういう形において結論を得ていきたい。今度の税制調査会では、そういう方向で結論を出してまいりたい。つまり、どのような考え方に立つて地方税の非課税規定というものを整理すべきか、どういふ方向で非課税規定を認めていくべきか、負担の公平という要求と政策的経済的要請というものの調和をどこに求めるか、こういう形から一つの原則といたしますか、考え方というものを明らかにしていただいて、それにのっとり具体的な整理計画を立てていきたい、このように考えております。

○秋山長造君 議論をしておりますと、結局どうもしりが詰まってきたして、もがいてみるだけのようなことになるのですがね。

もう一つ、はっきり見解をただしておきたいのは、八方ふさがりで地方の税収入というものがなかなか急激な伸びは望めないということになると、あの一千億円近い特別措置による減免です、地方税の。ああいうものが、それは一つ一つ議論しておれば結局は現状維持というふうなことに陥つてしまふのですけれども、これだけ税の議論のたびにほかの人からイの一番に問題にされておる。国税についてもそうですが、地方税についても、聞かおれ

り整理をいたしたい。整理をいたしたいのでございまして、それについて、どのような考え方に立つてどのような整理の仕方をしていくかということにつきまして、現在いろいろ検討をいたしておるわけでございます。もちろん整理の方向で考えざるを得ないと思つてございまして、何か一つの原理、原則があつてそれに従つて計画を立ててお話のように整理をしていく、こういう方向に持っていくべきじやないか。その原理、原則というものは、明確なものがないわけでありまして、われわれといたしましては、いろいろ検討をいたしておりますけれども、オーソライズされたものがない。これは年来問題になつておりますものではないかと。また、今までも何回も税制調査会等におきまして論議があつたわけでございますけれども、そういう形において結論を得ていきたい。今度の税制調査会では、そういう方向で結論を出してまいりたい。つまり、どのような考え方に立つて地方税の非課税規定というものを整理すべきか、どういふ方向で非課税規定を認めていくべきか、負担の公平という要求と政策的経済的要請というものの調和をどこに求めるか、こういう形から一つの原則といたしますか、考え方というものを明らかにしていただいて、それにのっとり具体的な整理計画を立てていきたい、このように考えております。

○秋山長造君 政務次官にお尋ねしますが、自治省としては、ぜひとも今税務局長のおっしゃつたような繰を早急にやほり具体化するようにながめてもらいたいと思つておるのですが、まあそれについて税制調査会の話が出ておるわけですが、去年安井自治大臣のとき、安井さん自身が何回もおっしゃつたのですが、どうも税制調査会というものが、まあメンバーその他の事情があつて、どうも国税中心主義になつてしまつて、それで国税をいろいろいじくつたそのしりぬぐいという矛盾を地方のほうへ持つてきて、そして何とか当面を糊塗する程度にしか地方税というものを扱っていないのです。いつもつけ足しのような格好で議論をされ、答申なんか、そういう形で、地方税も触れぬわけにいかぬから、ちょっと触れて、申しわけだけに触れておくというふうな形で扱つてい

○秋山長造君 政務次官にお尋ねしますが、自治省としては、ぜひとも今税務局長のおっしゃつたような繰を早急にやほり具体化するようにながめてもらいたいと思つておるのですが、まあそれについて税制調査会の話が出ておるわけですが、去年安井自治大臣のとき、安井さん自身が何回もおっしゃつたのですが、どうも税制調査会というものが、まあメンバーその他の事情があつて、どうも国税中心主義になつてしまつて、それで国税をいろいろいじくつたそのしりぬぐいという矛盾を地方のほうへ持つてきて、そして何とか当面を糊塗する程度にしか地方税というものを扱っていないのです。いつもつけ足しのような格好で議論をされ、答申なんか、そういう形で、地方税も触れぬわけにいかぬから、ちょっと触れて、申しわけだけに触れておくというふうな形で扱つてい

けですが、去年安井自治大臣のとき、安井さん自身が何回もおっしゃつたのですが、どうも税制調査会というものが、まあメンバーその他の事情があつて、どうも国税中心主義になつてしまつて、それで国税をいろいろいじくつたそのしりぬぐいという矛盾を地方のほうへ持つてきて、そして何とか当面を糊塗する程度にしか地方税というものを扱っていないのです。いつもつけ足しのような格好で議論をされ、答申なんか、そういう形で、地方税も触れぬわけにいかぬから、ちょっと触れて、申しわけだけに触れておくというふうな形で扱つてい

○秋山長造君 政務次官にお尋ねしますが、自治省としては、ぜひとも今税務局長のおっしゃつたような繰を早急にやほり具体化するようにながめてもらいたいと思つておるのですが、まあそれについて税制調査会の話が出ておるわけですが、去年安井自治大臣のとき、安井さん自身が何回もおっしゃつたのですが、どうも税制調査会というものが、まあメンバーその他の事情があつて、どうも国税中心主義になつてしまつて、それで国税をいろいろいじくつたそのしりぬぐいという矛盾を地方のほうへ持つてきて、そして何とか当面を糊塗する程度にしか地方税というものを扱っていないのです。いつもつけ足しのような格好で議論をされ、答申なんか、そういう形で、地方税も触れぬわけにいかぬから、ちょっと触れて、申しわけだけに触れておくというふうな形で扱つてい

○秋山長造君 政務次官にお尋ねしますが、自治省としては、ぜひとも今税務局長のおっしゃつたような繰を早急にやほり具体化するようにながめてもらいたいと思つておるのですが、まあそれについて税制調査会の話が出ておるわけですが、去年安井自治大臣のとき、安井さん自身が何回もおっしゃつたのですが、どうも税制調査会というものが、まあメンバーその他の事情があつて、どうも国税中心主義になつてしまつて、それで国税をいろいろいじくつたそのしりぬぐいという矛盾を地方のほうへ持つてきて、そして何とか当面を糊塗する程度にしか地方税というものを扱っていないのです。いつもつけ足しのような格好で議論をされ、答申なんか、そういう形で、地方税も触れぬわけにいかぬから、ちょっと触れて、申しわけだけに触れておくというふうな形で扱つてい

告体制の残滓を残しておりまして、まあいろいろ矛盾もあるし、また、最近、統一選挙を前にしまして三朝自治というふうな問題が叫ばれるにつぎましても、地方自治体の財源の現状からいすると、税制と財政の根本的な再検討、これはどうしてもだれかやらざるを得ないというふうな気がいたしております。大臣とも話しておりますが、統一選挙でも終わりましたならば、一回この問題で省議を重ねてひとつ英知を集めて何か将来の構想だけでも至急打ち立てたいというふうなことを考えております。ただ、税制調査会の昨年新しく任命されました顔ぶれを見まして、これは率直に申し上げて、直ちに従来の国税偏重のムードが変わるということ

を期待することは非常に困難の情勢でありますので、各委員に対するわれわれのPRも相当ひとつ強硬に行なうたいということを考えております。と同時に、先般発足いたしました第九回の地方制度調査会をうんとひとつ活用いたしまして、個々の事務再配分の論議の際におきましても、税制調査会に対して相当の影響があるようになりつばな御審議をお願いしたいということも並行的に考えております。委任事務と固有事務その他の問題に關連してきまして、どうしてても税財政の問題が表裏一体になつて参りますので、その点も慎重にひとつつやつて参りたいと思つております。ただ、減免に關する特別措置法を至急検討しようというふうな御発言に對しまして、経済基盤がすでに確立し、減免の必要性が少し弱くなつておるという産業も順次出てきておるようでございます。これは秋山委員のお示しのとおり、ひ

を期待することは非常に困難の情勢でありますので、各委員に対するわれわれのPRも相当ひとつ強硬に行なうたいということを考えております。と同時に、先般発足いたしました第九回の地方制度調査会をうんとひとつ活用いたしまして、個々の事務再配分の論議の際におきましても、税制調査会に対して相当の影響があるようになりつばな御審議をお願いしたいということも並行的に考えております。委任事務と固有事務その他の問題に關連してきまして、どうしてても税財政の問題が表裏一体になつて参りますので、その点も慎重にひとつつやつて参りたいと思つております。ただ、減免に關する特別措置法を至急検討しようというふうな御発言に對しまして、経済基盤がすでに確立し、減免の必要性が少し弱くなつておるという産業も順次出てきておるようでございます。これは秋山委員のお示しのとおり、ひ

とつ再検討の方向に持つて参りたいと考へております。今の国税、地方税を通ずる税制のほかに新税の創設はほとんど不可能であります。この体制内における税源の再配分ということに對しましては、自治省といつたとしてもひとつ相當に強硬に主張して参りたい。財政局長から御答弁があつたやうであります。今日の交付税の二八・九割といふものに対しては私も私はやや不平を持つておる一人でござい

ます。現実にはなかなかこのパーセントを増額することは困難であります。しかし、不平を持つておるといふ姿で今後この問題を処理して参りたいと考へております。税制調査会の顔ぶれが前大臣の御発言に沿わない点もござい

ますが、その点は現実に自治省の努力によつてひとつ地方税の現実をよく正確に認識していただくような努力をして参りたい、こういうふうな考へております。

四十二億増したといふことは、新産業都市の指定、こういうものと関連するものなのかどうかといふことについて伺いたいと思ひます。

○政府委員(奥野誠亮君) 新産業都市を直接頭に置いてこういう態度をとつたわけではございませんで、新産業都市の考へ方が生れ出るものがあるわけではございまして、やはり地方々々において総合的な開発事業をやつていかなければならぬ。魅力のある都市を建設しながら東京や大阪へ過度に集中するのを防ぐ対策をやる。そのほうが日本の発展のためにやはり結果的にはいいのではないかと考へる方もあるわけではございまして、そのことを可能ならしめるように地方債の運用の面からも努力して参りたいといふことがこのような組み方をいたした基礎でござい

○秋山長造君 それから、ちよつと問題が別なことになるのですが、今度の財政計画の中で地方債について地域開発事業債といふものが出てきましたね。これはまあそういう名前が出て来たのは今度が初めてでなしに、それ以前にも、それに当たるものは従来も相当あつたと思ひます。これは三十八年度は四百二十九億ですね。前年度は二百八十七億だと思ひますが、そうしますと、その差額が百四十二億増といふことになってくる。財政計画を立てられる大きな柱として、やはり地域開発、格差の是正といふことに相當重きを置かれる。したがつて、国家投資もそつちのほうへある程度重きを置かれることになつてゐるのでしょうが、この百

が、その点どうですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 新産業都市が十カ所だから一カ所当たり幾らという考へ方では、この地方債計画を立てるにあつては全然考へておりませんでした。むしろ組織面においては事業団構想をどう、資金面においては開発事業債構想をどう、こういうことで自治省としては進んで参つてきておるのであります。今まで開発事業は進んでいなかつたけれども、新産業都市に指定され、積極的に開発事業をやつていくといふような態勢が生まれて参りましたときには、さらにそれに対して追加起債を計画で考へていかなければならぬ問題だろう、こゝ思つております。

○秋山長造君 そうしますと、新産業都市の指定がいつ行なわれるか、いすれにしても五月以降でしようけれども、それが指定が行なわれ、そうしてそれぞれの建設計画といふものがある程度はつきりしてきた場合には、この地域開発事業債のワク内でケース・バイ・ケースで配慮していく、こういうふうに考へておいたらよろしいですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 今論議されている地域は、かなり従来からも開発事業を進めてきてゐるところが多いように思ひます。そういうものは、この金額を求めます場合にも一応予定をいたしておるわけではござい

ます。また、何にもしてゐなかつたところがかりに指定を受けた、これから計画を立てる、実施に移すといふようなことになつて参りますと、はたして三十八年度でそれほどの資金を使つてところまで進むかどうか疑問だと思ひるのであ

ります。でありますから、今すぐ開発事業債のワクを広げなければならぬ事態といふものは予想されな

で、率直に申し上げていたして

○秋山長造君 どうも私実物を持たずに質問するわけだから、ちよつと抽象的に言ひますけれども、藤田次官はしきりにうなづいておられるから、あな

○政府委員(藤田義光君) 実はあの新聞が出ました二週間か二十日前に毎日新聞に建設省の案として相当大きく出まして、それから自治省の案として、新産業都市そのものとしては出して

續けておりますが、終わりましたあと、選挙後に確定するようでありますから、見通しはわかりませんが、各省からダブって重点地区として考えているようなところは有力ではないかと思ひますが、ただ、自治省案として出しましたのは、地域開発事業債というものの積算の基礎を出す場合に作った資料の一部ではないかと思ひます。私もその資料を見たことがございますが、その資料の中には、その他の地区というところにも相当の金額が予定されておりまして、何も十カ所を新産業都市として予定して積算の基礎にしておらないことだけは確実でございます。したがって、あの報道から新産業都市はこういう地区だろうと想像されることは非常に危険である、これもはつきり申し上げて差しつかえないと思ひます。

秋山長造君 いや、あの朝日新聞の記事があのまま指定されるだろうとは思ひも思っていない。思っていないけれども、今の財政局長のお話によると、大体、積算の基礎として一つの総額をばしき出す一つの手段として、全然抽象的というわけにいかんから、あいうものを一つの手段としてこれだけのものをワクを作ったのだという程度に解釈してもいいんだろと思ひます。そうすると当然だろといえども遠からずということにはなるのでしよるね。

政府委員(藤田義光君) 当然だといえども、だいたい遠いような気がいたしますが、実はあの十カ所、私も大体地名を記憶いたしておりますが、あの十カ所の次に、新聞にもその他の地区とあつて開発事業債を当てる地区の金額が出ておりましたが、これが相当大きい金額であります。あの地区を書いた十カ所の総計の金額は非常に小さいんです。ですから、その他の地区に非常に重要な意味があるものを、そこを重視して、新聞が十地区だけを報道している。その他の地区をもう少し掘り下げれば、有力な地区が相当その他の地区に入つておつたように記憶をいたしております。

秋山長造君 今政務次官のおっしゃつたその他の地区に相当ウェイトがあるという考え方は、私もそれは同感です。今たまたま新産業都市というところだけが正面に出て、あたかも政府のいう地域開発とか格差は正とかいうようなことは具体的にはあの十カ所程度予定されている新産業都市の建設だけだ、あとのものと小規模なものと実際にはおくられているところの開発なんかというものはあと回しだ、第二段というような印象を与えておりましたね。私、それではいかんではないか。特に自治省なんかの場合は、企画庁なんかの場合と同じ役所でも若干違ひますから、地方自治体の、大きければ大きいなりに、小さければ小さいなりに、特に小さいところがおくられておるのだけれども、そういうところのいわゆる後進地域の開発といふんですか、行政水準の向上といふんですか、そういうところにむしろきめのこまかい手当をしていくというのがおそろく自治省の本来の姿じゃないか。また、私もそういう面をもつと努力してもらいたいと思ひますが、こういう四百三十億にもなる地域開発事業債の使い方というところについては、これはよほど掘り下げて、きめのこまかい配慮をして

いつてもらいたいと思ひます。ただ十カ所の新産業都市というもののだけ上げてしまつて、ほんとうの意味の後進地域の開発というようものがおろそかになつてしまつたのでは、これは東京、大阪等その他の都市との格差は是正には若干なるかもしれないけれども、それぞれの地方での格差の是正にはならんばかりでなく、ますます格差を激しくするようなことになるから、そういう点の配慮を、この地方債に限らず、いろいろな面での配慮を特に心がけていただきたい。これはわかりきつたことですが、重ねて申し上げておきます。その点、財政局長もおそろくそういう方針でやつておられると思ひます。

政府委員(藤田義光君) 全く同感でございます。昨年の九月指定を受けました全国七十一カ所の低開発地域、あるいはごく最近の機会に御審議願う地域開発事業団等の計画等に對してしても、十分ひとつ考慮したいと思ひます。

秋山長造君 今度の地方交付税法の改正で三十八年度の基準財政需要額の増加あるいは収入額の増加見込み、こういう資料をいただいておりますが、今の改正で、基準の需要額は総額で千八百六億の増加を見込んでおるようであります。また、基準財政収入額の増加額は八百二十七億、これは交付団体、不交付団体、そういう全部の計でありますけれども、相当な基準財政需要額の伸びを示すことになるわけなんです。ありますが、これが各地方団体の三十八年度における実際の仕事を進めていく上の金の使い方とどう関係になるか。これはこれからの問題であ

りますが、ただ私心配なのは、従来のこういう基準財政需要額と各地方団体における仕事を進めていく上に、これにつぎ込む一般財源との関係から、まだまだ基準財政需要額の見方というものは低きに過ぎるのではないかということをおそろく思ひます。この点、財政局長のほうへ少し抽象的なことで申し上げましたけれども、今までの各地方団体のそういう状況からして三十八年度では一般財源のつけ足しという点、地方団体が非常に今まで苦しんでおる、そういうものがずつと改善されるというふうにお考えになつておられますかどうか、その点ひとつ伺ひしてみたいと思ひます。

政府委員(奥野誠亮君) 地方財政計画で全体の規模がどう伸びておるかというところをおわかりいただいたわけでございますけれども、この数年かなり大きな率で全体の規模が伸びて参つておりますので、行政水準がある程度向上してきておる、こう思ひます。ただし、先進地域の伸びの割合に比して後進地域の伸びの割合が低いじゃないか、これもわれわれ先生方から指摘されておるとおりだと考えております。そういうこともございまして、交付税の配分にあたりましては、いわゆる格差は正という意味で、後進地の市町村の財源を傾斜的に引き上げる、こういう方向をとつて参つておるわけでございます。こういう方向をとつてきていくという事は、そういう特別な改正を加へなければ、伸びてはきていくもの、全体としての潤いが十分でないというところでございます。言いかえれば、やはりこれでよいと言われれば、

なおまだまだ地方財政は今後改善していかなければならない、こうお答えしなければならぬと思ひます。たださうかと言ひまして、国民負担のこともございまして、今のような伸び事でも順次改善されながら、そのワクの中でさらに後進地の財源を傾斜的に充実するという方向をとらなければならぬ、こう思ひつておるわけでございます。しかしながら今のような方向だけじゃなしに、将来につきましては、いつか申し上げたかもしれませんが、基準税率も七割計算じゃなしに、三十九年度以降は七割五分計算を考へてみようかというところで検討を始めておるわけでございます。したがらしまして地方財政が今のような姿で今後も伸びていくような努力をしていかなければならぬ、同時に財源の均衡化につきましては、従来の方式だけでなしに、もう少し突っ込んだ改正を工夫していかなければならぬ、こう思ひつておるわけでございます。

秋山長造君 私のお聞きしたいことは、ちよつと最初の言ひ方がまずかつたかもしませんが、ある一つの仕事を、基準財政需要額を出す一つの、たとえば教育費なら教育費あるいは土木費なら土木費、こういうふうなものをいふ場合、基準財政需要額ではこの程度の額を見ているのだから、実際はその額では足りない。したがってこれに仕事をしていくためには一般財源の相当額をこれに充てていかなければならぬ。そういう問題があるものでありますから、その基準財政需要額というものを高めておかなければならぬのじゃないか。今度三十八年度で税率が高くなりますが、こ

なにおまだまだ地方財政は今後改善していかなければならない、こうお答えしなければならぬと思ひます。たださうかと言ひまして、国民負担のこともございまして、今のような伸び事でも順次改善されながら、そのワクの中でさらに後進地の財源を傾斜的に充実するという方向をとらなければならぬ、こう思ひつておるわけでございます。しかしながら今のような方向だけじゃなしに、将来につきましては、いつか申し上げたかもしれませんが、基準税率も七割計算じゃなしに、三十九年度以降は七割五分計算を考へてみようかというところで検討を始めておるわけでございます。したがらしまして地方財政が今のような姿で今後も伸びていくような努力をしていかなければならぬ、同時に財源の均衡化につきましては、従来の方式だけでなしに、もう少し突っ込んだ改正を工夫していかなければならぬ、こう思ひつておるわけでございます。

秋山長造君 私のお聞きしたいことは、ちよつと最初の言ひ方がまずかつたかもしませんが、ある一つの仕事を、基準財政需要額を出す一つの、たとえば教育費なら教育費あるいは土木費なら土木費、こういうふうなものをいふ場合、基準財政需要額ではこの程度の額を見ているのだから、実際はその額では足りない。したがってこれに仕事をしていくためには一般財源の相当額をこれに充てていかなければならぬ。そういう問題があるものでありますから、その基準財政需要額というものを高めておかなければならぬのじゃないか。今度三十八年度で税率が高くなりますが、こ

なにおまだまだ地方財政は今後改善していかなければならない、こうお答えしなければならぬと思ひます。たださうかと言ひまして、国民負担のこともございまして、今のような伸び事でも順次改善されながら、そのワクの中でさらに後進地の財源を傾斜的に充実するという方向をとらなければならぬ、こう思ひつておるわけでございます。しかしながら今のような方向だけじゃなしに、将来につきましては、いつか申し上げたかもしれませんが、基準税率も七割計算じゃなしに、三十九年度以降は七割五分計算を考へてみようかというところで検討を始めておるわけでございます。したがらしまして地方財政が今のような姿で今後も伸びていくような努力をしていかなければならぬ、同時に財源の均衡化につきましては、従来の方式だけでなしに、もう少し突っ込んだ改正を工夫していかなければならぬ、こう思ひつておるわけでございます。

秋山長造君 私のお聞きしたいことは、ちよつと最初の言ひ方がまずかつたかもしませんが、ある一つの仕事を、基準財政需要額を出す一つの、たとえば教育費なら教育費あるいは土木費なら土木費、こういうふうなものをいふ場合、基準財政需要額ではこの程度の額を見ているのだから、実際はその額では足りない。したがってこれに仕事をしていくためには一般財源の相当額をこれに充てていかなければならぬ。そういう問題があるものでありますから、その基準財政需要額というものを高めておかなければならぬのじゃないか。今度三十八年度で税率が高くなりますが、こ

れでもって三十八年度では従来言われ
たように、あまりに基準財政需要額が
実情に合わないとか低過ぎるとかい
ような問題について、ある程度の改
善、あるいはそういうふうなことに
ついて一つの見通しを持っていられる
のじゃないかと思ひましたから、その点
をお聞きしたかったわけなんです。も
う一ぺんできたら……。

○政府委員(奥野誠亮君) おつしやる
ように単位費用を見ます場合に、標準
団体の標準施設を想定するわけでござ
いますけれども、なお、もう少し充実
したいけれども金がないというふうな
問題がないわけではございません。今
度もまた小学校や中学校の備品、消耗
品のたぐいにつきまして相当な改善を
行なっているわけでございます。通信
費にいたしましても、設備費にいたし
ましても、若干改善を行なっているわ
けでございますけれども、なおこれで
私たちが十分だとは思っておりませ
ん。またたとえば清掃関係の問題にい
たしましても、下水道の施設を講じて
いかなければならない。それをすでに
一定のものはでき上がつておつて、そ
の減価償却を基準財政需要額に算入す
るのだという方式をとっているわけ
でございます。しかしながら、でき上
がつていないわけではございまして、こ
れから作っていくわけでありまして、
作っていくものを全部借金でやつてい
くと、たちまち行き詰まってしまうま
すから、したがって一般財源で財源を
付与していかねばなりません。その
で、減価償却方式でなしに、建設費を
基準財政需要額に繰り込むという建前
にしなければいかぬと思ひますけれ
ども、そこまではまだ至っておりませ

ん。そういう面におきまして御指摘の
ような問題はいろいろあるわけござ
います。が、今後を追いつながらそれら
の改善をしていかなければならない。
こう考えております。

○鈴木壽君 実は今のような問題で多
少各団体のそれを調べてみましたので
すが、これは三十六年度決算で見たの
であります。府県段階でも、これ
は各府県とも基準財政需要額と、それ
からその仕事をやるために一般財源を
充当しなければならぬというこれを
ちよつと見ますと、相当額のいわば差が
あるわけなんです。数県のもの
がないのでありますけれども——たと
えば東京とかその他の数県の数字が出て
おりませんけれども、都道府県段階で
今言つたようなものを除いて、なおか
つ四百八十億円程度の差が出てい
るわけなんです。東京都だけでい
ますと、五百三十七億円、こういう形
でございます。たとえば北海道で基準財政需要
額が二百八十三億円と計算されてお
るのに一般財源の三百二十億円をそれ
に充当して仕事をしている。差引三十七
億円のいわば持ち出しをしている。こ
ういふような数字、これはまあ今言つ
たのは一つ、二つの例でありますけれ
ども、そういうふうになつてい
るわけなんです。これはしさいに検討して
みますと、全部が何と申しますか、この
数字とその他の差額の負担、その数字と
その他の負担をしなければならぬもの
であつたのかどうか、これはいろいろ
問題があると思ひます。しかし、こうい
うどの県をとつてみても相当大
きな額を示しているところから、
やはり何と申してもこれは基準財政
需要額の見方そのものが私は低きに失

しているのではないか、こういうふう
に言わなければならぬと思ひるのであり
ます。私、この前に交付税の繰り越し
使用の特例措置のときにも言つたので
すが、これはひとついろいろ困難な問
題はありますけれども、この機会に基
準財政需要額というものを、もつとほ
んと丁寧に仕事をやる、少なくとも最
低の一つの線の仕事はやるんだとい
うふうな、そういう額に見てやらない
ことには、地方自治団体にとっては非
常に困難な問題が出てきていると思
うんです。たとえば先ほど秋山さんが取
り上げられました税外負担の問題なん
かも、やはりこういうところに一つの
問題が原因として私は指摘できるん
じゃないだろうかと思ひます。ありま
す。つぎ足す金がないために勢い府県
は市町村に、あるいは住民にというよ
うな形で税外負担という、こういう問
題が出てくるし、それがいわゆる自治
省がねらつておるところの財政秩序を
乱すということにもなつてきておるん
だと思ひますが、いかがでしょう。こ
れはいろいろなむずかしい問題は今
言つたようにありますけれども、少な
くとも三十八年度はもうできており
ますけれども、三十九年度では、先ほ
ど財政局長から話がありました基準財
政収入額の見方等も含めまして、これ
はほんとうに勇をふるつてひとつ方
向をはつきり打ち出さなければならぬ
と申してはいるんじゃないかと思ひ
ますが、いかがでございますか。

○政府委員(奥野誠亮君) 地方行政水
準が非常に低いと言われておるわけ
でございますので、積極的に基準財政
需要額を増額して、それを解決する
という努力を払うことは当然のことだと

思ひます。そういう方向で今後も努力
は続けていきたいと思つております。
○鈴木壽君 まあ今の財政需要額の算
定は、私正直に言つて、交付税のワ
クとそれから基準財政収入額のそれ
から、そのワク内でやつてい
う、そういうことを申し上げていい
と思ひます。正直言つて、まあ必
ずしもそのワク内でびしつと合うよ
うにということではないんです。とき
には多少頭が出たり何かしますから、
あるいはまた不足であつたり何かし
ますから、いろいろまあ一概にはワ
ク内と、こう言えないかもしれぬけれ
ども、ともかくそういうことを頭に置
きながら、まあこの程度ことはやつ
ていきたいと思います。これはたと
えば去年より交付税がこれくらいふ
えたとし、財政収入額をこれくらい
に見るんだから、このくらいでとい
うふうな腰だめのなすうことであ
つておられると思ひますが、もうこ
れは改めたいくべきじゃないであ
らうか、どうですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 国の予算を
編成いたしますところに地方財政の見
通しを立て、交付税の増減で地方の財
源でできることについての大小その見
当もつけて参るわけでございます。そ
の際には翌年度の地方財政はどんな姿
になるだろうか、たとえば人件費がど
れくらいふえるだろうか、単独事業に
ついてはどれくらい財源を使わなけ
ばならぬだろうかというふうなこと
も頭に置いて、地方税については減
税できるのか、できないのか、増税し
なければならぬのか、国の予算から地
方財政の負担増を招くようなものはど
の程度にとどめなければならぬのか

うようなものは議論をするわけござ
います。そういうことを頭に置いて国
の予算編成なり地方税制の改正なり
もくろまれていくわけでございます。
そこで参りました場合には、その財
源を目的に、地方交付税法の改正を
するわけでございます。鈴木さんの
言葉を用いて申しますならば、ワ
ク内で単位をきめると、こういうこと
になると思ひます。それは結果として
なることでございます。前提として
国の予算編成なり地方の税制改正な
りをします場合には、それを単位費用
をどう持つていかなければならぬか、
〔委員長退席、理事西郷吉之助君
着席〕

そういうことを頭に置いてそれをきめ
るわけでございます。したがって
そういうものがきまりました結果にお
いては、もとよりその財源とにらめ
つておつて、基準財政需要額の算定を
行なうということにならざるを得な
いんじゃないか、こう思つてい
るわけなんです。ただ国の予算編成に
対して自治省はどうかという態度をと
るか、あるいは地方税制の改革につ
いて自治省はどうかという態度をと
るか、あくまでも単位費用をどう直
さなければならぬ、基準財政需要額を
どうもつていかなければならぬ、こ
れを一応頭に置いて努力をしてい
かなければならぬのは当然のことだ
と思ひます。今後もそういう意味で
は努力をして参りたい。

○鈴木壽君 私、少し極端なことを
言つたやうであります。事情が全然
わからないわけではないつもりであ
りますけれども、たとえば繰り越し費用
が百億である。百億であるから、これ

を使つて単位費用を上げて、したがつて基準財政需要額が伸びるのだから、そしてそれが後年度までいくのだ、こゝういふふうに考えられますと、少し強いんじゃないだろうか、こゝう受けつておるわけなんです。ある金をどう使うかという、今言つたようなワク内でこゝういふ計算も出てくると、それで全然ワクを無視してやれというやうなことも、あるいは暴論かもしれませんけれども——しかしこれは、やつぱりあるべき水準というものを設定し、その水準を保持でき、さらに前進させるやうな、そゝういふ考え方に立つて、基準財政需要額なり、単位費用の問題というものを、もう一回こゝで直視する必要が私はあるというふうに特に強く考えるのであります。さつき局長のお話の中にありました、たとえば郵政施設等の費用の見方でも、あるいは道路、橋梁等の場合でも、大体償却が中心になつてゐることはお話のとおりであります。しかし、それだけでは何とでもできないのでありまして、やはりこれから一つの水準というものを考え、その水準を保持し、さらにはそれを前進させるという、むしろ建設的な方向へもつていかなければならないときへ来てゐると思ふ。だから、そゝういふ面から考えて、ぜひひとつ強く進めてもらいたい、こゝういふ私の考え方であり、またその気持を皆さんの方でどういふふうに受けとられるか。また自治体でどういふ態度をとつていけるか、こゝういふことなんでしょう。もちろんそゝういふ場合、今の交付税の率とかいろいろ問題が出てきますね。ですからそゝういふ意味ではなかなか困難な問題もある

と思ふのでありますけれども、まずひとつ私は、そゝういふ作業というものをこゝにしておかなければならない、そゝういふ段階にもうすてに來てゐるのだといふことを言ひたいのであります。さつき私は府県のことを申し上げましたが、都市についても若干資料を見ますと——三十六年度の決算でそのれを見ますと、いずれの都市でもやっぱりみんな基準財政需要額を一般の財源の需要額がはるかにオーバーしてゐる、こゝういふことが見られるわけなんです。ですから、この点はひとつとゞいていふべきでありますけれども、重ねて強く申し上げておきたいと思ひます。きよは実は時間がいまいせんので、その団体なりあるいは数字にわたることを避けなければならぬものの言ひ方をいたしましたが、ぜひひとつ少なくとも三十九年度では、そゝういふことが実現できるように私はしていただきたいといふふうに思ひます。そこでこれと関連をして、さつき局長がお話になりました三十九年度から基準財政収入額の問題について、たとえば現在の市町村が七割と見てゐるのを七割五分にしたいといふふうに考えておる、まあ一つ検討しておくとこゝういふお話がございましたが、これを私は一つの検討の材料としてけつこゝうだろふと思ひます。かりに七割のものを七割五分と見ることによつて、相当額のこれは財政需要額の伸びが計算上でききますから、これによつていろいろあなたの方を考えておられるやうなことを、地方団体にしてみたいといふことが期待できますから、それはひとつまた十分検討してやつていただきたい

と思ひます。ただこの際、基準財政需要額のいわば標準率みたいなものについて、この際あわせて検討をいただかなければならぬのではないかと、こゝう思ふのであります。それは府県で今八割、市町村で七割、一律に全部こゝういふふうに見ておつて、したがつて自由財源は府県の団体では二割、市町村では三割の自由財源がある、こゝういふことになるわけなんです。こゝういふパーセンテージの問題は今後七〇を七五にするといふやうなことは一応ともかくとして、一定率で基準財政需要額を算定し、したがつて自由財源といふものがそこについて保証せられると、こゝういふことについて、現状からしますと非常にアンバランスな状況が私出ていると思ふのであります。この点について何か御検討なさつておられますか。私の申し上げることが、あるいはよくわからぬでしょうか。

○政府委員(奥野誠亮君) 基準財政収入額を算定いたします場合には、御承知のやうに基本的にたとえば入湯税とかいった意味の目的税は除外しておるわけでございます。普通税を原則として基準財政収入額を算定するという態度をとつておりますが、あくまでも客観的に算定をしていくことが妥当だと思ひますので、七割とか八割とかいふのは全国一律が望ましいんじゃないか、こゝう思ひます。ただ税目の中で算定から除外したほうが望ましい、したがつてまた、基準財政需要額について特別な、そゝういふやうな配慮が必要でないといふものがあるすれば、それは除外したほうがよいと思ひます。ただ率としてはやはり一定のほうがいいんじゃないかと思ひます。その

場合に基準財政需要額の算定が、それに対応して客観的な合理的にできてゐるかどうかといふことも、あわせて検討しなければならぬことは当然のことである。○鈴木壽君 私の申し上げることはこゝういふことなんでしょう。一定率で基準財政需要額及び基準財政収入額といふものを見る、したがつて半面に自由財源といふものが一定率で残るわけですね。〔理事西郷吉之助君退席、委員長着席〕その自由財源が、非常に各地方団体にとつてはこぼれがあるやうな感じがする。北海道では、これは三十六年度の決算から拾つたのでありますが、二十九億円の自由財源がある、青森では四億五千万円、岩手ではと、こゝういふふうになつて見ると、これは見のがすことのできない一つの問題が私はあると思ふのであります。単に額が違ふと、これは北海道なり都道府県のことを私は申し上げましたが、市町村の場合を拾つてみても非常に差があるのです。基準財政需要額から見ますと、同じやうな、同程度の規模の団体で自由財源が非常に違ふのであります。何もまちまちのものさしではかたやうに基準財政需要額が、これぐらゐの団体であるからこの程度の自由財源があればいいと、他の団体でも同じやうに、そゝういふふうにあればいいと、こゝういふことを私は申し上げるつもりはないけれども、あまりにも差があり過ぎる、特に富裕団体といわれるやうなところ、あるいはいろいろなた方は財政力の段階を設けておるやうであります、こゝういふものを頭に置

いて見た場合に、貧弱団体といふか、財政力の小さい団体がやはり依然として自由財源といふものをあつかひか持つておらない、こゝういふことが調べてみた結果出てくるのであります。これをこのまま放つておいていいかどうかといふことが実は問題なのであります。いつまでたつても財政力の小さい、いわば貧弱団体あるいは未開発といふやうな団体は自由財源はわずしか持つておらないで、それで済むのかどうかといふ問題であります。その点いかがですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 鈴木さんの言を別に否定するわけではございませんけれども、自治団体でございまして、団体によつて財政力にある程度の差があつてしかるべきだと思ふのであります。しかしその場合には、基準財政需要額として財源保証される程度が相当の程度に達しなければならぬ、そゝういふ努力を払つていかなければならぬんじゃないか、こゝう考えております。したがつて、また基準財政需要額の引き上げ、それに並行して均衡化といふことも並行的に考えてゐるわけでございます。基準財政収入額を七割計算から七割五分計算にする、八割計算にするといふことは、そゝういふ意味でございまして、八割にした場合には、二割だけが計算の外に置かれる財源があるわけでございますので、基準財政需要額が相当に引き上げられてもなお二割の幅を認める、これが自治財政を考えた場合に、大き過ぎるか、大き過ぎないか、それはやはり具体の問題について検討していかなければならないと思ひます。私たち現在の段階においてこの幅をさらに縮めてい

くとうことはよほど慎重でなければならぬ、あくまでも自治運営ということを頭において考えていきます場合に、基準財政収入額の場合には、計算において八割まで算入してしまふということについては、これをさらに引き上げるということは、相当問題ではなからうか、こう思ふのであります。同時に基準財政需要額の算定において弾力的に経費は相当額算入される、こゝういうことにも努力を怠つてはならぬと思います。ところが現実には、御指摘のありますように、相当な格差がございます。相当な格差を本来自治財政に属する地方交付税制度の配分において、特に均衡化を前進させてしまふことがはたしていかどうか、これは疑問だと私は思ふのであります。したがいまして、また政府としては先年後進地域において開発のための公共事業を行なう場合には、別途国庫の負担率を引き上げるといふ制度を設けたのでございます。その他いろいろなことを考えているのであります、そういう制度において解決をはかつていくべきだと、自治財政の幅を一挙に縮めてしまふといふようなやり方は慎重でなければならぬと、こゝういふうな考え方を私は持つてゐるわけでございます。

○鈴木壽君　私は、自由財源の幅を率としても、差としても狭めていく、こゝういふことではないのであります。そういうことを言つてゐるんじゃないんで、ただしかし今のような形で何%であつても、これはいろいろ検討された結果七割のものが七割五分になる、したがつて三割のものは二割五分になつた、あるいは二割の府県の団体のそれが一割五分になつたと、私はそれをど

うのうの言うんじゃないで、いわゆる自由財源としてのそれがあまりに各団体の財政力なり規模なりそういうものから見て、財政規模等から見てアンバランスがある、こういうことなのであります。私は、さっきも言ったように時局がそうないようではございますから、いずれあとの機会に数字的なことをやってお尋ねをしたいと思っておりますが、今のような自由財源のあり方でなしに、端的に言えば、私は基準財政需要額の一定率を、ある率を自由財源として与える、何かそういうふうな考え方に立ってやるべきじゃないかと、こういう考え方なんです。たとえば都道府県の段階で自由財源が、三十六年度で三億以下の団体が山梨県と徳島県、三億円をこえて四億円の団体が奈良、鳥取、島根、秋田、香川、高知、佐賀、宮崎、四億円をこえて五億円の団体が青森、岩手、山形、福井、大分、鹿児島、まあこういうふうに取ってみたんですけれども、これとさっき申し上げました、あなた方がこういう団体に對してAクラス、Bクラス、Cクラス、こういうふうに大体見えていますね、これでやってみますと、ほとんどEクラスのところが今言ったような、きわめて少ない自由財源を持っている団体であります。それから、もう一つ私こういうものを調べてみました。自由財源を基準財政需要額で割って、それを百倍した率、これで見ていったんです。そうしますと今述べたような団体というものはきわめて少ない率しか出てこないんであります。これは三%から、今言ったような団体は大体五%の中に入る、たとえばそのほか六%以上、あるいは七%以上、すつとこう見て参りますと、財政力

からつてBクラスというような、あるいはAクラスというものが一〇〇程度の、あるいは一五〇程度のものがござり並んできています。私はやっぱりこゝういうさつき申し上げたような結論を出す根拠は、これは団体によってそれぞれ態様が違ふでありましょうし、自主的に財源を持つていろいろな仕事をしたいのが一つの建前なんだと、こゝうはいつてもやっぱりその間にあまり大きな格差があることはおかしいんじゃないかと、しかもその格差というものには法律なり、きまつたさういふものによつて財政的につけられるということは、私はおかしいことじゃないかと、もしそうだとするならば、私は自由財源というものは、税収入の面からだけでなしに、その団体の財政的な規模なりあるいは仕事の面から算定をした基準財政需要額というものの、ある割合というものを与えてやることが、いわゆる格差解消というようなことに役立つし、あまり不均衡なことにならないんじゃないか、こゝういうふうに思うんであります。ある団体は——いわゆる自由財源のある団体はさつき言つたように財政力の強い団体、これは当然さうでしよが、格差がますます大きくなつてきますね。ですから、どうぞその点ひとつ各団体にことにあつてみて、お考えになつてみたらどうです。

○政府委員（奥野誠亮君） 現在基準財政需要額を算定いたします場合に、御承知のように人口の少ない団体におきましては、かなり段階補正で、一つの団体を構成する以上は、相当人口割にして考えた場合には、大きな財政需要があるのだというようなことで算定を

いたておるわけでございます。その結果、一般財源を人口で割りました人口一人当たりの額を見て参りますと、今お述べになりました鳥取県が最大であります。たしか東京や大阪よりも大きかったのではないかと思います点がございしますので、今鈴木委員のおっしゃいますような見方をするのも、とにかく一つの方法でございましょうし、今私が申し上げました人口一人当たりの一般財源がどうなっているかというところで見て参りますことも一つの方法だろうと思うのでございます。いずれの方法も、将来ともわれわれは検討を怠ることがあってはならないと思えます。基本的にはおっしゃいますような基準財政需要額にもっと地方団体の弾力ある地方財源を効果的に算入することが可能な地方財政にしなければならぬと思います。また近代的な行政を行なつて参ります場合に、今のような人口百万足らずの県のままでいくことも問題であろうと思うのでありまして、いろいろな面からわれわれも検討を続けていきたいと、こう思います。

○鈴木壽君　早くやるようにということでありますからこれでやめますが、Aという町とBという町、これは基準財政需要額はほとんど同じであります。それから実地にわかつている町ですが、人口においても、それからその他の町の大きさからいってもほとんど違わないような町で、一つの団体は自由財源が千五百四十二万円、一つの団体は八百五十一万円、一方のほうはそれこそ金があるのでほくほくしているといふことなんですね。こういう団体があるわけです。それから同じようなCの町とDの町、一つのCのほうは七百

九十九万円の自由財源を持つてゐるが、Dの町には四百三十一万円しか自由財源を持たない、こういうようなことなんですね。そのほかにこれは超過課税なんかしているところもありますから、一律にこの数字だけでは言われられませんけれども、非常に各団体についてやはりこの問題はアンバランスの状況を示しているものですから、これを私はやはりほうつておけない問題だと思ふのです。これは一人当たりの——あなたのおっしゃる通りに、一人当たりという面からやると、鳥取あたりは非常に多い、どこと比べても多い。こういう数字が出てくるかもしれませんが、一人当たりのそれは、私はそれだけで見えていつて、必ずしも鳥取はいいということにはならないと思う。ですから、私はいずれあとの機会にもう少し数字的に検討して、皆さん方のお考えもお聞きしたいと思いますが、その自由財源の今の建前であるところの標準税収入の二割、三割という問題を、こういう形においていいのか、あるいは先ほど私が一つの考え方として、基準財政需要額の一定率というふうなことでやると、非常に、今数字はあげませんが、ある程度そろつてくるのであります。同じような団体はそろつてくるのであります。ですから、そういうふうな考え方をひとつぜひ検討していただきたいと、こういうことで、きょうはしり切れトンボのような格好でございますけれども、これ以上やつていては御迷惑と存じますので、きょうはやめておきます。

○委員長(石谷憲男君)　ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

〔速記中止〕

○委員長(石谷憲男君) 速記を起こして。

面法律案について、他に御質疑はございませんか。——他に御発言もないようでございますので、面法律案についての質疑は終了したものと認め、これより面案を一括して討論を行ないます。

御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。

○林虎雄君 たいだいま議題となつております地方税法の一部を改正する法律案並びに地方交付税法等の一部を改正する法律案につき、私は日本社会党を代表し、簡単に反対の意見を申し述べたいと存じます。

地方税法及び地方交付税法の改正点につきましては、すでに今日まで各委員の質問で明らかになりました。若干の減税と単位費用の引き上げ等でありまして、申しわけ程度にすぎないのではありません。特に地方住民の強い要望がありました住民税や国民健康保険税等が軽減されておりますことは、遺憾にたえないところでございます。政府は今後さらに住民負担の軽減のために住民税、電気ガス税及び国民健康保険税等の軽減のために努めるべきであると考えます。この法律案に見られるように、若干の減税ではあつても足りないよりはよいとはいへ、私はこの法律案の中にひそむ政府の地方住民に対する、また地方住民に直接責任を持つ地方団体の健全なる発達を促すような積極的意欲が乏しいその基本的態度に不満を感じ得ないのであります。すなわち、最近特に顕著になつて参りました中央集権強化の傾向は、ようやく地方自治本来の精神と機能を喪失せしめつ

つありますことは、地方自治にとってまことに重大であります。たとえ臨時行政調査会の地方庁設置の胎動や河川法改正への動きの中に見られる地方自治の侵害的傾向は、この具体的な現われであり、さらに最近の地方選挙の中で強調されている、いわゆる中央に直結する地方政治というような政府要路者の無責任なる言動もまた地方自治の軽視の精神をいみじくも表現しているものといえましょう。このような態度はすでに地方住民の自由なる意思に基づく地方自治への介入であり、地方自治の精神のじゅうりんであり、戦後ようやく定着せんとしつつあります地方自治本来の姿を一挙にして崩壊せしめんとするものでございまして、ひいては民主政治そのものの否定にさへ通ずるものであるといえましょう。私は、憲法の条章と地方自治の本旨に基づく地方自治の健全なる発達を期するためには、地方自治の責任者たる自治大臣、自治省の責務はきわめて大なるものがあると思ひます。私は、今こそ過度な中央集権化を改め、抜本的かつ画期的な地方税財政の改正、行政事務の再配分、地方財政の健全化のため交付税率の引き上げ等による行政水準の向上を期し、もつて民主政治の基盤である地方自治をつちかへべきときであると思ひます。ただ当面を糊塗せんとするような末節的な地方税法や地方交付税法の改正に反対するゆゑも、またここにあるのでございます。

まことに簡単でございしますが、以上申し上げまして本二法案に反対の意思を表明いたします。

○鈴木一弘君 私は、公明会を代表して、二法案に反対の討論をしたいと思ひます。

現在まで政府は、減税ということを行なつて参りまして一兆円の減税を行なつたというふうに行なつておりますけれども、所得の伸びに対してのそれを上回る実質減税というものは、現在まで一回きりでございまして、そのようにならなかつて、住民税の負担の大であるという声は実に今大きいわけでありまして、盛られていなかた。またその交付税算定の基礎となる単位費用の計算についても、さらに大幅な全面的な改訂というものが必要である、これが非常に少な過ぎるという感じもいたします。

最後に申し上げたいことは、すでに交付税、あるいは住民税、そのほか全般を通じて、国税、地方税を通じて税制体系全般というものを再検討すべき時が来ている。そうしなければ新しい地方団体に対する税の負担の問題、あるいは交付税の問題等の解決はとうていできない、このように考えられます。

以上理由をもつて二法案に反対したいと思ひ次第でございします。

○委員長(石谷憲男君) 他に御意見もないようでございますから、面案についての討論は終局したものと認め、これより採決を行ないます。

まず、地方税法の一部を改正する法律案全部の問題に供します。

本案を、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(石谷憲男君) 多数であります。よつて面案は、いずれも多数をもつて可決すべきものと決定いたしました。

なお、面案の審査報告書につきましては委員長に御一任願います。

○委員長(石谷憲男君) 次に、オリンピック東京大会の準備等のために必要な特別措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

前回説明を聴取いたしておりましたので、これより質疑を行ないます。

この際、参考人の出席要求についてお諮りいたします。

本法律案審査のため、オリンピック東京大会組織委員会事務総長奥野秀君、同じく次長村井順君、同じく総務部長大野隆蔵君、東京都オリンピック準備局企画部長森岡一夫君に参考人とし出席を求めらることにいたします。存じますが、さう取り計らうことに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(石谷憲男君) 御異議ないと認めます。

する法律案全部の問題に供します。

本案を、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(石谷憲男君) 多数であります。よつて面案は、いずれも多数をもつて可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(石谷憲男君) それではこれより質疑を行ないます。御質疑の方は順次御発言を願います。

○小林武治君 組織委員会の職員の数などのぐらになつてゐるか、それからして国家公務員から出向する者と地方公務員から出向する者がどのくらいあるか。

○参考人(村井順君) お答えいたします。現在組織委員会の職員は総勢百七十五名でございます。定員は二百名でございます。それから現在在任の地方公務員からの出向者は、国から十名、地方公務員から八名でございます。その他これは余談でございますが、銀行その他から十五名で、約三十三名が出向しております。それから今後の見通しといたしまして、都から八十名、警視庁から十五名、その他地方公務員から十名で、約百名を地方公務員から出向してもらいたい、さう考へております。これらの方々はいつまで働いていかうかという御質問でございしますが、大体大会が終了した年の一月か二月か三月か四月に九〇％ぐらいの職員は一応もとへ戻る、最後に一〇％ぐらいの方々が清算その他に残りまして、しかもそれが次第に減つて参りまして、昭和四十年には全部なくなるといふ考へてございます。

○小林武治君 そうすると、地方公務員でこの法律の適用を受けるものの数はどのくらい見込みですか。

○参考人(村井順君) 大体約百名と考へております。

○小林武治君 これが、この法律ではまた地方公務員に帰つた場合に適用する。たとえば帰らない者はどうなるのですか。

○参考人(村井順君) 大体帰らない者は原則としてないと思ひます。それから帰らないような場合が生じた場

合には、そのときの年限でもって出すということになっております。

○小林武治君 そのときの年限といつても、要するに通算されるかされぬかという問題をお聞きしているわけですから、隔らない場合に。

○参考人(村井順君) 通算されないで、組織委員会の年限だけでいくことになりま。

○小林武治君 たとえば今も年金の年限に達しておつて、そしてあなたの方へ出向して、その方がもう公務員に帰らない、こういうふうな場合もあり得ると思いますが、そういうときは通算しないのですか。

○説明員(清水成之君) ただいまの小林先生のお尋ねでございますが、年金年限に達しておりまして、退職して組織委員会にいった場合のお話でございますが、年金年限に達しておりますので、一応そこで裁定はございますが、復帰希望をいたしますと、その時点から年金の支給がその間差しとめになるわけでございます。お尋ねの点は、隔らない場合のお話かと思ひますが、その場合は通算にならずに、裁定したものが地方公務員共済組合の年金として支給される、こういうことに相なります。なお向こうにいつておりました組織委員会の期間といたしましては、厚生年金の期間の対象になっていく、こういう次第でございます。

○小林武治君 組織委員会に勤めている間の掛金の関係はどうなるのですか。

○説明員(清水成之君) 組織委員会へ復帰希望職員としていきました場合にはおきましては、それぞれ退職前に所屬しておりました各地方公務員共済組合

の長期給付の掛金率で払つていただく。そしてその掛金並びに組織委員会で持つ負担金がそれぞれの地方公務員共済組合へ納入される、こういうことに相なります。

○小林武治君 今のようなことは、どつかに規定してありますか、あなたの言うようなことを。

○説明員(清水成之君) 地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の百二十八条で地方公務員と公団、公庫間の復帰希望職員のことが書いてございまして、そこにたゞいま申し上げたようなことがあるのでございまして、今回の改正案におきまして、組織委員会の職員は百二十八条で申します公団職員と見なされますので、地方公務員共済組合法の本法そのものに規定がございまして、その規定が加ふつてくる次第でございます。

○小林武治君 そうすると、今の負担金というのは、団体の負担金と個人の掛金とありますが、それは団体のほうは組織委員会が責任を持つ、個人の掛金はだれがどういふに払うのですか。

○説明員(清水成之君) 団体の、本来ならば地方公共団体が持つ分は組織委員会が負担をする、それから本人の分は、本人が組織委員会で給料をもらうわけでございますが、その場合に組織委員会の給料とそれから地方公務員時代の給料と多少これは違ふかと思ひますが、仮定給料というものを一応作りまして、その仮定給料からそれぞれ共済組合へ、地方公務員で申しますならば千分の四十四を給与支給機関でございまして組織委員会が源泉徴収をい

たす、こういうことに相なる次第でございます。

○小林武治君 公務員から出向した者の給与はどうなります。給与にたいふ差があるのかないのか、その点はどうですか。

○説明員(清水成之君) 私ども組織委員会から伺つておりますところでは、多少上るやに聞いておりますが、細部につきましては組織委員会からひとつ御容れ願ひたいと思ひます。

○参考人(村井順君) 大体各方面からお入りになりますものですが、そのバランスをはかる意味におきましていろいろと基準を作つております。大体地方公務員から入られる方は三号俸ぐらい上げる予定になっております。

○小林武治君 そうすると掛金もそれに比例して出す、こういうことになっておりますか。

○参考人(村井順君) ただいまの点でございますが、先ほど先生のお尋ねにお答えしましたとおり、一応仮定給料というものを作ります。仮定給料を作ります場合には、たとえば公立学校共済組合の場合でございますと、公務員時代のその人と大体同等の均衡を考慮しまして、公務員と同じ仮定給料を作るわけでございます。それが掛金の基礎になる、こういうふうになっております。

○小林武治君 その仮定給料というものは、もとの共済組合と協議して作るのですか。組織委員会のほうで勝手に作るのですか。

○説明員(松浦功君) 仮定給料はそれぞれの組合の運営規則で定めるようになっておりますから、考え方としては、もとの給料を基準に考えて

いく。したがつて組織委員会に行かれまして一年間経過をしたならば、仮定給料も一応上がつていく、公務員並みに。そういう考え方では仮定給料をきめるように指導をいたしております。

○鈴木壽君 この一部改正法律案要綱の一番最初のほうですが、「地方公務員が、任命権者の要請に応じ」と、こゝにあるのでありますが、これは任命権者がどういふふうな要請をするのでありますか。

○説明員(松浦功君) これは共済組合法の中で国家公務員共済組合法の場合も同じでございます。また地方公務員共済組合法の場合も考え方は同じでございますが、官庁の必要に応じまして、公庫、公団あるいは今度の場合でございますましたオリビック組織委員会でございますが、そこへ特殊の能力を持った特定の方を派遣をして、それによつてその事業をよりよく遂行することが必要だといふふうに任命権者が考えました場合に、その職員にそこへ行つてくれといふことを要請するわけでございます。それをここでは「任命権者の要請に応じ」といふふうに書いてあるわけでございます。

○鈴木壽君 組織委員会のほうから、たとえば東京都なら東京都に対して——さつきこれから何か八十名ぐらゐ出してもらふ予定だ、こういうふうな話がありましたら、八十名について人数だけ、八十名をひとつこれこれ、これこれの仕事に必要だから出してほしい、こういうふうな要請をするわけなんです、組織委員会のほうで組織委員会のほうで人を採る場合にどうするのですか。

○参考人(村井順君) 私のほうから、

大体総務系統ほどの程度とか、技術系統はどうとか、あるいはその他広報だとか、経理とか、いろいろございまして、そういう意味におきまして、前もつて大体どういふような能力を持った方々がほしいといふことを御相談いたしましてお願いいたしております。

○鈴木壽君 個人的に、たとえば私が東京都の職員であるとした場合に、組織委員会のほうで前もつて、こういうふうな形は全然ありませんか。

○参考人(村井順君) 現在そういうふうな方針はひとつも考へておりません。全部、たとえばこのたび四十二名をお願いする、その内容はこういうふうな人をお願いしたいといふことを希望いたしますと、その四十二名を頭に入られまして、東京都においていろいろと選考されます。希望者をとりまして、その中から選考されまして、そしてこちらのほうに推薦してくる、こういう形になります。

○鈴木壽君 国家公務員で今組織委員会に入つておられる方が、先ほど十名あると、こういうふうなお話だったと思ひますが、これもやはりそういう格好で組織委員会のほうに入つてもらつておるのですか。

○参考人(村井順君) たとえば大蔵省のほうから四、五人入つております。例を申し上げますと、たとえば経理に必要な人がほしいと申しますと、今までも一人々々の例が多かつたのでありますが、それではこういう人を出す、全部向こうからの推薦でございます、一人々々ではございまして、ではお願いいたしますといふことで、方針としてこちらのほうから申し上げて、向こうから具体的な人を出しておる。その

人について御相談いただいております。

○鈴木壽君 重ねてお伺いしますが、個人を最初から見当をつけて、お前どらかというふうな、いわゆる勧誘といいますが、そういうことはしない、こういうことでございますか。

○参考人(村井順君) これは特殊な技能の場合にあり得ます。と申しますのは、たとえば施設関係なら施設関係の、たとえばようなボストの、という人がほしいというて申し上げましたような場合には、特に東京都なら東京都の、という方をお願いしたいということがあり得ると思いますが、今回の四十二人の中には一応入っております。

○鈴木壽君 国家公務員であるいは地方公務員でなしに、いわゆる民間人ですね、こういう公務員でない人たちですね、こういう人たちが何か構成していくというふうな考え方はどうなんですか。

○参考人(村井順君) 先ほどちょっと御説明したと思いますが、すでに銀行方面から十五名ほど来ていただいております。今後も銀行方面から相当お願ひすることになっております。この四月にも、できれば十名程度の方々をお願いしたい。そのやり方も十大銀行と申しますが、よく記憶しておられますが、一流銀行の人事担当の方に来ていただくまで、われわれの要望を申し上げます。それに基づいて各銀行から一名なり、二名の推薦をお願いしております。今後ともそういうふうな方面から大いに人材をもらいたいと考えております。

○鈴木壽君 組織委員会にどなたが入るか、どういふ経歴の人が、あるいはどういふ職にある人が入るか、これは問題として取り上げるべきじゃないと思ひます。ただ有能な人が入ってオリンピックが活発に運営されて、終わることのできるように、こういうことを考えていかなければならぬと思ひますが、何か公務員関係が多いのじゃないだろうか、こういうふうな感じがするのです。

○参考人(與謝野秀君) 先ほど次長からも御説明いたしましたように、組織委員会の仕事は非常に時間的に限られて、あと一年半で解消する組織でございます。したがって民間その他のの方に来ていただきたい場合も、帰つてからの保障という点でかなり困難がある場合がある。また東京都が開催の都市でもある、またオリンピックが済みました後にまた復職の可能性が多いというふうなことから、比率は地方公務員及び国家公務員が多くなつてくるのであります。現在働いている人たちの中にも新聞社、銀行、その他いろいろなところから入つていただいているわけでありまして、今後採用する人たちの比率も比較的公務員が多い、こういうことになっておるわけでありまして。

○鈴木壽君 民間から入つておられる方、あるいはこれから採用なさろうという予定もあるようでありまして、そういう方々の将来の身分といひますか、オリンピックが終わつたあとに、たとえば銀行から来られた方は銀行へ戻られる。あるいは新聞社から来られた方もあるやうであります。そういう方は新聞社に戻られる。こういうふうな一つの何といひますか、了解なり、協定なりが、本人を初め、銀行な

ら銀行、新聞社なら新聞社との間にありでございましょうか。

○参考人(與謝野秀君) 二種類あるとお考えいただきたいと思ひのであります。銀行から来ていただいている方で、オリンピックが済みました後に銀行へ復帰できる人と、あるいはすでに銀行を定年その他の関係でやめてこちらへ来られた、そういう方々はオリンピックが済みました後に復職というものはすぐに予定はついておらないわけでございます。われわれとしてはその点で全部の人のまた帰つていく先といふものを協定等できめておるわけではない。また民間のほうから試験で採用した職員もたくさんあります。ただこれらの人々の就職先というものはできるだけあつせんといひなくてはならないというの、今日からわれわれの方針となつておるのであります。

○鈴木壽君 今お答えになつた中にありますように、定年になつて今度組織委員会のほうに入る、こういう方のことは一応別にして、戻りたいという希望のものもあるのじゃないかと思ひますが、そういうことについて話し合ひがついておられるのかどうか、こういうことなんでありまして。

○参考人(村井順君) 先ほど総長からお話がありましたように、各方面から人間をいただく場合に二種類ございまして、われわれは指定職員と申しております。必ずしもへ戻る方と、戻らぬ方があります。戻らぬ方の中にはいろいろあるわけございまして、自分がこの機会にやめたいと思つておる——若い方でもそういう希望の方があります。オリンピックが済んでから別のほうに自分としては考えておるか

ら、はつきりと線を切つてもらいたいという希望の方も若干ございます。あるいは定年でもつて帰れない方もございまして。そういうふうなほかに、おそろく御質問はまだ若い人がおられるのではないかと。これはわれわれといたしましては指定職員以外に考えておりまして、実は最初からあと一年半なら一年半、一年なら一年でやめる組織である。そういうところでもよろしいかといふことを実は念を入れておるわけでございます。で、本人たちは、これはとにかくオリンピックの仕事に自分取組んでみたいからぜひ入れてもらいたい、短期間であることがわかつていても希望している方があつてございまして。もちろんわれわれはそういう方々に対しては、本人の希望においてできるだけ将来の就職は考えるように努力したいと、さういふ思つております。そういう方々は、先ほどのい

わゆる指定職員のように帰るところがはつきりときまつておるわけではございません。先ほどからわれわれが御説明した指定職員、いわゆる地方公務員あるいは銀行から来られている指定職員の方々は、お入りになると必ずその銀行なり、その公共団体の責任者として将来の引き取りについてまで十分御相談していただいております。

○西田信一君 この組織委員会の仕事が終わつて、そうしてもとの地方公共団体に帰る場合に、帰ることにはきまつた場合、「本人の申出により」云々とあります。この通算することについては本人の申し出となつておるの、特別な意味があるのでしょうか。

○説明員(清水成之君) そこで本人に選択性を取らしたわけでございますが、

が、一ぺん公務員を退職しまして組織委員会へ行つて、そうして帰るといふことを希望するかどうかということも含んでおるわけでございます。先生が今おっしゃいました「本人の申出により」といふのは、帰つてくる場合に選択を、帰つてくる時点で選択するのではなく、行く際に、帰つてきた場合には前の期間に、あとの組織委員会の期間も通算してもらいたいといふことを選択をする、こういうつもりでございます。もし選択しなかつたものにつ

きましましては、もう公務員をやめて行きたいと、さういふことに相なる次第であります。

○西田信一君 そうすると、これはちよつとこの書き方は、「引き続き地方公務員に復帰する場合、本人の申出により」と、さう書いてある。その希望の申し出は復帰の場合にと、これは読めるのですが、さうではないのでし

○政府委員(田中啓一君) これは、実は公団に行き来するのがまずすでに法律になつておりました。これはそれにならうといふので、同じような例文をとつたわけでありまして。公団に行き来する場合の立法の作り方、あれはまずかつたかもしれないと思つておるのですけれども、さういふことでひとつ御容赦をお願いしたいと思います。

○後藤義隆君 公務員の身分関係です。必ず退職をするんですか。退職をしなくて、何か身分関係はそのまま存続させるのですか。

○説明員(清水成之君) ただいまの先生のお尋ねでございますが、一ぺん退職するのでございまして。

○後藤義隆君 必ず……。

○説明員(清水成之君) はい、国家公務員につきましても、本法ですてに同様の措置が講じられております。

○鈴木一弘君 「任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ」となっていますが、要請に応じないで行く者が今までにある、あるいはこれからはあるという考え方があるのですか。

○参考人(村井順君) 要請に応じないでという意味はつきりいたしません、正式にいわけゆる地方公共団体なり銀行なり——銀行は別ですが、そういうようなところへこういう人間をほしという要請をしていないという御質問なのか、そこがちよつとはつきりいたしません。あるいは先ほどの御質問などのように、全然そういうような正式な、こういう指定職員のような取扱いをせないで、個人的に帰ってくるような場合を御質問になつてゐるのじゃないかと思いますが、そういう場合には、先ほど申し上げましたように、これは指定職員としての取扱ひをしない場合が多いと思ひます。

○西田信一君 さっきの点はわかりましたが、一年か一年半勤めますね。希望しない場合、組織委員会としては短期給付一年半に対して相当の何かことを考へておられるのですか。そこで選択という問題が起きてくると思うのだけれども、その返どうなんですか。

○参考人(村井順君) 復職を希望しないという者は、希望しないだけの理由がある場合だと思ひます。おそらく東京都なり地方公共団体が採らぬというようなことはこれは絶対にないわけでございます。筋として。そうなりますと、本人次第で、たとえば自分は家業を継ぎたいと思ふからこの機会にや

めたいとか、そういうような場合が考えられると思ひます。あるいはもつといいポストがあるとか、これは本人の希望でございますので、そういうことも場合によつてあると思ひます。

○西田信一君 組織委員会として相当の優遇を、やめるときにされるのですか。もとのほうへ戻らない場合には相当の優遇をされるお考えですか。

○説明員(松浦功君) ただいまのお尋ねでございますが、具体的な例はおそらくこういう場合に起こるかと思ひます。東京都の職員をやめました場合に、すでに年金権が発生いたしまして、相当額の年金がもらえる状況にある。ところが、選択をいたしますとオリンピック組織委員会に在職してゐる期間は年金は停止になる。しかし、組織委員会で月給をもらうほかに、どうしても年金をもらつたほうがいい、もう組織委員会に勤務してゐる期間は年金の期間に将来入れてもらわなくてもいいから、支払いの停止を受けないで、現実に年金をもらつていきたいのだ、こういう場合が非常に多いわけでありまして、これは本人の損得計算によつて、本人の選択にまかしたらいいいんじゃないか、これが大きな事例であらうかと思ひます。

○西田信一君 私の質問をのみ込んでおられないのですが、組織委員会としてはその働いてゐる期間に対して、退職の場合、相当何か考へておられるのか、こう言ひのです。

○説明員(清水成之君) 今の先生のお尋ねでございますが、先ほど組織委員会からもお話がございましたように、組織委員会の勤務期間中につきまして

は給手が大体三号俸程度高い。それからまた、私ども聞き及んでおります点では、先生方のほうからお話も今出たよりでございますが、退職手当の点で、公務員よりはるその期間を有利にしていくという組織委員会のお考えのようについてお尋ねします。

○委員長(石谷憲男君) 他に御質疑はございませんか。——他に御発言もないようでございますので、本案についての質疑は終了したものと認め、これより討論を行ないます。

御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。——別に御意見もないようでございますので、討論は終局したものと認め、これより採決を行ないます。

オリンピック東京大会の準備等のために必要な特別措置に関する法律の一部を改正する法律案全部を問題に供します。

本案を、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(石谷憲男君) 全会一致であります。よつて本案は、全会一致をもつて可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案の審査報告書につきましては委員長に御一任願ひます。

次会は、四月十八日以降に開会することとし、決定次第お知らせいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十九分散会

第二部

地方行政委員会會議錄第十六号

昭和三十八年三月二十八日

【参議院】

昭和三十八年四月五日印刷

昭和三十八年四月六日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局